

# 令和6年度農地中間管理事業に対する評価

(農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定による評価委員会の意見)

令和7年6月27日

徳島県農地中間管理事業評価委員会

1 評価対象の事業年度 令和6年度

2 評価委員会開催日時 令和7年6月27日

## 3 評価

令和7年3月末をもって農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画が廃止され、農地の貸借は原則、徳島県農地中間管理機構（以下、「機構」という。）による農用地利用集積等促進計画となったことから、今後より一層、機構の重要は高まる。このような中、市町村の利用集積計画からの移行に伴い、農地貸借の取扱件数が大幅に増加することが見込まれるため、今後の農地中間管理事業推進にあたっては、次の点に留意して取り組まれない。

### (1) リスク管理について

農地貸借の大幅な件数の増加に伴い、賃借料の未収や農地返還時の付属物の処分対応、機構が中間保有し管理責任が生じる農地の急増が懸念され、これらリスク事案への対応には、多くの労力と経費が必要となることから、機構の本来業務の実施に重大な悪影響を与えることが危惧される。

このため、想定されるリスクについては、業務に与える影響を最小限に抑えるため、発生した際の速やかな対応策はもちろんのこと、未然の発生防止策についても、早急に検討していただきたい。

### (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業の推進について

担い手への農地集積を推進し、地域農業を維持するためにも、農家負担ゼロで実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業は有効な手法である。

毎年1地区以上が事業採択されている点は大いに評価するが、今後とも県をはじめ地元土地改良区や県土地改良事業団体連合会等の関係機関との連携を密にし、担い手が集積しやすく、利便性の高い農地整備の実現に寄与していただきたい。

### **(3) 事務手続きの簡略化について**

機構による農地貸借に取り組むにあたっては、農用地利用集積等促進計画の作成のみならず、添付書類が別途必要な場合もあり、手続きに多くの時間を費やすことも想定され、機構にとっても事務量の増加は円滑な業務遂行の支障になると考えられる。

新たな制度での事務手続きが始まったばかりであるが、不断の業務改善を通じた手続きの簡素化に取り組んでいただくとともに、将来的には電子申請など、デジタル社会への対応も検討していただきたい。

### **(4) 各種情報の発信方法について**

農地貸借の加速化を目的とした県の支援策をはじめ、農地貸借に関する各種情報は、周知方法が主に機構・県・市町村のホームページや広報誌等によるものであり、見逃してしまうケースも多い。

このため、機構利用者に対しては「プッシュ型」で通知する仕組みを検討し、積極的な情報発信に努めていただきたい。